

公益認定等委員会 だより

第21号 平成25年8月1日発行

移行期間は本年11月30日まで(あと4か月)

公益認定等委員会 発行

内閣府では、当委員会の審査結果に基づき、7月23日、一連の不祥事とその対応に関連して(公財)全日本柔道連盟に対して公益認定法に基づく初めての勧告を行いました。また、同日、当委員会では、勧告に合わせて全公益法人に対して自己規律の確立等を求める声明を公表しました(2ページ参照)。

目次

P2・・・
公益法人の自己規律
について

P3・・・
特例民法法人の申請状
況と今後の展望

P4・・・
「公益法人の自律と活性化
に向けたヒアリング」を
実施しています②

P6・・・
税額控除について

P7・・・
法人の活動紹介
「公益財団法人
日本山岳ガイド協会」

P8・・・
申請サポートに
関する情報



※詳しくはp7をご覧ください
自然環境の保全と山岳事故防止に向けた啓発活動を通じて、確かな安全と満足を提供

公益法人の活動紹介
25

<https://www.koeki-info.go.jp/>

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについてはホームページをご覧ください

 内閣府

内閣府への申請状況 (平成25年7月31日現在)				
	申請件数	審査中	答申	取下げ
移行認定	2,233	68	2,044	121
移行認可	2,220	130	2,021	69
新規認定	215	41	148	26
合計	4,668	239	4,213	216

- 移行認定: 特例民法法人から公益法人への移行
- 移行認可: 特例民法法人から一般法人への移行
- 新規認定: 新たに設立した一般法人から公益法人への移行

7月23日(火)、当委員会は、(公財)全日本柔道連盟に対する勧告と同時に、全ての公益法人に自己規律の確保を改めて呼びかける声明を発表しました。

勧告の内容はこちらに掲載しています

→[公益法人information](#) > [内閣府からの重要なお知らせ \(H25/7/23\)](#)

公益法人が国民の信頼を得て活動するためには、各法人の実情に応じ、外部人材の登用など運営に外部の視点を反映させる仕組みの構築が必要であり、傘下の法人の自己規律の確保を促すために統括団体・全国団体の役割は大きいと考えています。

各公益法人におかれては、以下の声明の内容を踏まえ、ガバナンスの改善を図るために積極的に取り組んでいただきますようお願いします。

公益法人の自己規律について

公益法人は、民による公益の増進の担い手として、税制優遇措置を受けながら公益目的事業を実施する社会的な存在であり、国民からの信頼なくして成り立ちません。法人の運営を適正に行うことは、それぞれの法人だけの問題ではなく、公益法人制度に対する信頼性を確保するためにも大変重要なことです。

当委員会は、本年2月8日に発表した「所見」において、「公益法人には、社会的存在としての責務を自覚し、独善に陥らないよう省みて現実を直視し自らを厳しく律していくこと、同時に、法人内部にとどまらず、外部の様々な関係者とも十分なコミュニケーションを通じて信頼関係を構築し、開かれた透明性の高い業務運営を行うことが求められて」いる旨を述べました。大変残念ながら、その後新たに明らかになった公益法人の不祥事案や、当該事案に対する法人の対処状況等に接していく中、上の所見で述べたことの重要性について、改めて痛感せざるを得ません。

当委員会では、本年6月から、公益法人の自律と活性化に向けて関係団体及び有識者からのヒアリング・意見交換を行っていますが、その中でも、公益法人のガバナンスの確立に関し、団体内の「仲間意識」などが不祥事につながっており、「これを打破するためには、団体の組織に外部の第三者を加えていく必要がある」旨の御意見がありました。

公益法人はいずれも国民からの信頼を得て初めて成り立つ存在であり、法人の規模や構成員、事業内容、置かれている環境は様々ですが、外部の声に耳を傾け、これを踏まえて適正な運営を行っていかねばならないことに例外はありません。各法人の実情に応じた創意工夫により、その運営に外部の視点を反映させる仕組みを構築することが望まれます。

とりわけ不祥事案が発生した法人や、業務の性質上不祥事案の発生の高リスクの法人については、法人としての健全な運営を回復し、確保する観点から、法人の理事会や監事、評議員会等の機関に外部の人材を登用するなど、より積極的に外部の視点を導入していくことが、極めて重要です。

理事会、監事、評議員会又は社員総会という法人の各機関が、法の規定に則り期待される役割を適切に果たし、法人として自己規律をしていくことは、公益法人としての運営の基本原則です。もとより、公益法人の運営が公益認定法や一般法人法のルールに抵触するような事態が生じれば、当委員会として、法に基づいた措置を講じることになりますが、それ以前の段階で、各法人が主体的に自己規律を確保していくことが重要です。その意味では、当該分野の統括団体や全国団体等が、傘下の加盟団体・法人の自覚を促しガバナンスの改善を図っていくことについて果たす役割は大きいと考えています。

公益認定法の運用に当たる当委員会としては、各公益法人における積極的な取組及び統括団体等の努力を通じ、各法人の自己規律の能力が向上すること、また、それにより公益法人制度に対する国民の信頼が確保されることを、切に望みます。

特例民法法人の申請状況と今後の展望

(平成25年7月末現在)

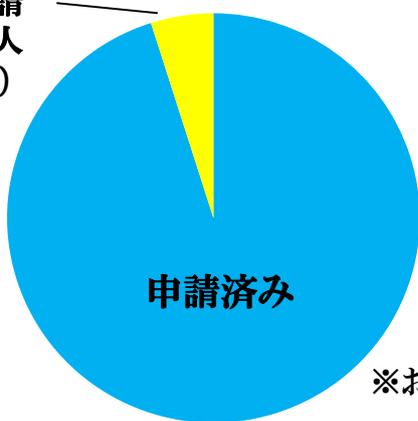
内閣府は、特例民法法人に対して、本年5月末時点で移行動向調査を行いました。全国的な調査は昨年11月末の調査に引き続き2回目です。

この結果(※)、特例民法法人24,317法人(平20.12時点)のうち新公益法人制度への移行を希望する法人は20,761法人(前回調査時20,800法人。これから申請する法人を含む。)と分かりました(解散・合併等する法人は3,556法人(前回調査時3,517法人))。(※)速報値のため今後修正があり得ます。

この結果を踏まえると、本年7月末時点で、新制度への移行を希望する特例民法法人のうち、国には95%が申請済み、都道府県には91%が申請済みとなります。

■国(内閣府)における申請状況

今後申請
220法人
(4.9%)



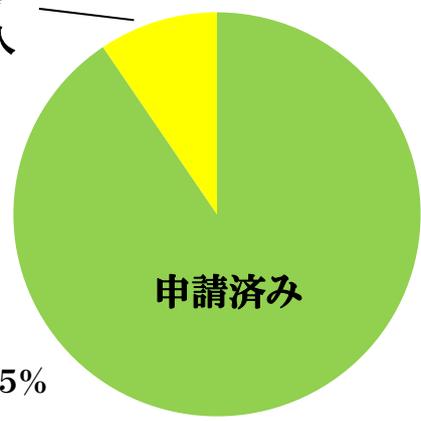
申請済み

国・都道府県合わせて
91.5%が申請済み

※おおむね認定45%対認可55%

■都道府県における申請状況

今後申請
1,541法人
(9.5%)



申請済み

■4,262法人(95.1%)が申請済み。
うち認定2,113法人(49.6%)、認可は
2,149法人(50.4%)

注)内閣府への申請法人(予定を含む)は4,482法人

■14,738法人(90.5%)が申請済み。
うち認定は6,589法人(44.7%)、認可は
8,149法人(55.3%)

注)都道府県への申請法人(予定を含む)は16,279法人

今後の申請見込数(全国)

平20.12.1

特例民法法人
24,317法人
国所管 : 6,625
都道府県所管:17,818

解散・合併等
3,556法人

申請済み
19,000法人

内閣府に申請予定

都道府県に
申請予定

今後の申請見込み(平25.7.31時点)

220法人

国所管 : 196
都道府県所管: 24

1,541法人

国所管 : 52
都道府県所管: 1,489

「公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング」を実施しています②

現在、内閣府公益認定等委員会では、公益・非営利セクターの活動の活性化・国際化、公益法人のガバナンスの確立をテーマとして、公益法人を始めとする非営利セクターの現状と今後の方向性につき、関係団体及び有識者からのヒアリングと意見交換を実施しています。

今回は、後半の2公益法人及び大阪大学山内教授からのヒアリング内容を抜粋してお伝えします。

文中表記

- = (公財) 京都地域創造基金
- ◎ = (公財) 日本国際交流センター
- ◆ = 大阪大学 山内直人教授

「公益法人information」サイトで
議事要旨及び配布資料を公開しています！
「公益法人information」>公益認定等委員会
>開催状況>各回の「資料一覧」

ヒアリング実施日程

済6月14日(金) (公財)公益法人協会
■制度改革の成果、公益活動の活性化
のための今後の方向性等

済6月21日(金) (公財)日本オリンピック委員会
(公財)日本体育協会
■スポーツ系公益法人のガバナンスの確立等

済7月12日(金) (公財)京都地域創造基金
■公益・非営利セクターの地域における
ネットワーク等

済7月19日(金) (公財)日本国際交流センター
■公益・非営利セクターの国際的なネットワーク等

済7月26日(金) 大阪大学 山内直人教授
■社会経済における公益・非営利セクターの
全体像と今後の方向性等

公益法人制度改革の成果と今後の課題

- 都道府県単位の合議制の機関の中には、新規法人の公益認定の判断に悩む余り、認定に際して相当な実績(エビデンス)を求めている例もあるようだが、法人の将来の可能性への評価の仕方として疑問がある。新規法人の公益認定の審査に際しては、法人の活動内容や事業設計など、中身の部分を重点に審査してほしいと考える。
- 地域に根ざした活動をする中で、例えば、東京で京都を支援する活動をする場合、活動の結果は京都に帰属するものの、東京と京都に事務所を構えると内閣府での認定が必要となってくるなど、やりづらい部分があり、悩みどころである。
- ◎ 制度改革後、法人の中で、主務官庁に縛られず、自分達で考え律するということが生まれてきたと思う。昔は「日本について海外に知らせることが国際交流」とされており、国際会議で日本について話した時間の長さを主務官庁から聞かれたこともある。現在は、自分達が公益であると考えられる事業ができるようになったことは、良いことだと思う。
- ◆ 改革が意図したこととして、主務官庁制・許可制の廃止、法人の主体的ガバナンスの強化、公益法人の情報開示の制度化、法人制度と公益認定の分離、民からみた法人化選択肢の多様化があり、その結果として、行政裁量が縮小し、法人化事務が標準化、透明化された点、寄附控除対象法人が大幅に増加した点及び新規一般法人がNPO法人を上回るペースで増加してきている点が改革の成果と言えるのではないか。

文中表記

- = (公財) 京都地域創造基金
- ◎ = (公財) 日本国際交流センター
- ◆ = 大阪大学 山内直人教授

行政に期待すること

- ◆ 情報開示、データ提供の方法が必ずしもユーザーから見て使いやすい形になっていない。寄附者や寄附者に情報を提供するアナリスト、評価機関から見て使いやすい情報提供の仕方をもっと考える必要があるのではないか。
公益法人とNPO法人では、国や都道府県でも担当部局が違うなど、色々なところに色々な情報が蓄積されていて、必ずしも全体として効率的な整備や有効活用が図られていないのではないか。
- ◆ 現状把握も重要だが、将来の問題・課題を発見するためにも、行政庁の調査研究機能をもう少し充実してもいいのではないか。英国チャリティーコミッションでは、コンサルタント会社等と協力して調査を行っているようであり、外部委託するやり方もあると思う。

公益・非営利セクターの今後の課題(人材面・資金面・信頼性向上の観点から)

- (貴法人では事務経費をどのように捻出しているかとの質問に対して)現在の寄付額で法人を運営するには、30%程度のトランザクションコストを取る必要があるが、それでは寄付者の理解が得られないため、現在は1パーセントに設定している。運営費の半分は当法人への寄付で、残りの半分は講演の報酬等の事業収入で賄っているが、今後は、寄付の裾野を広げるなどして、運営モデルを確立していきたい。
- (寄付を集めるために、貴法人はどのようにして信用を高めているか。また、助成先を選定する際に気を付けている点は何かという質問に対して)京都を代表する各界の方に評議員に参加してもらうなど、信用の高い方に団体を支えてもらうことにより、法人としての信用を高めている。また、助成先の選定に際しては、事前に厳しく審査を行うとともに、助成先の情報公開を徹底している。助成先における助成金の使途については、寄付者の意思を尊重しつつ、ある程度幅を持って使ってもらえるように配慮している。
- ◆ 日本では、義務付けられているものだけ情報公開すればよいと誤解している。アメリカやイギリスでは、アニュアルレポート(年次報告)やホームページが重視されている。年次報告では、BS、PLは各1枚程度で、寄付者のリストが多くを占める。寄付を考えている人は、寄付者のリストを見て寄附先を判断することが多く、必ずしも財務諸表を見て判断しているわけではない。日本の公益法人等に対しては、活動内容を分かりやすく紹介するノウハウを中間支援団体等が教えることが大事だと思う。

公益・非営利セクターの国際化の現状

- ◎ 国際協力を行う団体が減少している背景には、資金源の枯渇がある。地方自治体は80年代に国際交流団体の設立を奨励し、地方の団体は地方自治体から何らかの助成を受けて活動してきたため、政府の風向きが変わると動きにくくなる。資金源の枯渇も、国際協力を行う団体の減少の一因ではないか。

寄附金収入の比較（単位：万円）

	公益法人 (824法人)	税額控除対象法人 (152法人)	特例民法法人 (6,625法人)
平均値	12,367	29,409	6,876
中央値	521	3,170	0

- 寄附金収入の平均値でみると、税額控除対象法人は、公益法人全体(824法人)の約2.4倍(特例民法法人の約4.3倍)となっています。
- 税額控除対象法人の寄附金収入の中央値は3,170万円です。824法人全体の中央値521万円の約6.1倍となっています。

今後更に多くの法人にこの制度を活用していただきたいと思えます。

※1 特例民法法人のデータは、平成21年度特例民法法人概況調査に基づき作成

※2 特例民法法人における寄附金については、寄附金と財団法人における会費の総額を基に算出

税額控除制度を活用していますか？

税額控除制度の導入から2年が経過

公益社団・財団法人への個人からの寄附金に対する**税額控除制度**は平成23年6月30日の導入から2年が経過しました。法人からの申請は着実に伸びてきており、平成25年6月末時点で全国の622法人が対象法人となっています。

◆税額控除制度の仕組み～小口の寄附者への減税効果が大きくなります～



(注1) 寄附額のうち、控除対象額は総所得金額等の40%相当額が限度

(注2) 税額控除額は、税額の25%が限度

◆申請の要件と方法～PST要件を満たしているかもしれません。積極的な申請を御検討ください。～

税額控除の対象となるには、寄附先の公益法人がPST要件を満たし、行政庁から証明を受けている必要があります。

■PST（パブリックサポートテスト）要件とは

実績判定期間において、以下のいずれかを満たしている必要があります。

<要件1> 年に3000円以上寄附をした寄附者が各年平均で100人以上いること。

<要件2> 経常収入金額に占める寄附金収入の比率が20%以上であること。

※実績判定期間は、直近5年間の事業年度です。（ただし、平成25年中の申請までは直近2年間も可）

※設立から間もない法人は、設立後の最初の事業年度（1年に満たない場合を含む。）の実績について判定を行います。

※義務性や対価性がない賛助会費等についても、寄附金と同等に扱えます。

■行政庁への申請の手続き

公益法人information上での電子申請が可能です。ぜひご利用ください。詳しくは、「税額控除に係る証明～申請の手引き～」を御参照ください。

（公益法人informationトップページ→「認定・認可された法人の皆様へ」に掲載）

※税額控除の証明は、**早ければ2週間程度**で発行が可能です。

～公益社団法人日本山岳ガイド協会～ 内閣府認定



当協会は、1971年4月、社団法人として設立されました。2003年に現在の名称に改称し、より広範な活動へと領域を広げてまいりました。2012年4月1日、内閣府より公益社団法人の認定を受けました。現在、当協会の資格認定を受けた会員は1100人となります。

■各ガイドの認定と養成

当協会の事業は、大きく二つあります。

一つは、自然ガイド、登山ガイド、山岳ガイドの認定と養成という事業です。これは、自然領域のエリアの応じて職能域を定め、その職能範囲でガイド業務を行います。

自然ガイドは、森林、里山、高原などの自然解説を主体とした業務、登山ガイドは、ツアー登山などに見られる縦走登山、日帰り登山など一般登山道を案内する業務、山岳ガイドは、岩尾根や雪山などのより厳しい環境下のガイドを行います。

これらのガイドの認定のため、一般公開の筆記試験、実技検定試験を実施しています。また、ガイド登山に関わる業界、官庁（旅行業協会、観光庁、環境省など）などと密に連携しつつ、自然環境の保全、山岳事故防止に向け、啓発活動を実施しています。

■普及啓発活動

二つ目は、登山の安全を図るための普及啓発活動があります。

この4年間、毎年全国10都市で開催する「百万人の山と自然 安全のための知識と技術公開講座」や一般の登山者に配布する「山の安全ハンドブック」など山岳事故防止に向けた活動を行っています。

平成25年度は、ハンドブックを20万部を全国の山岳関係者、一般登山者に配布いたしました。

■ガイドの役割

当協会のガイドになるには、試験、研修、講習などをへて資格を得ることができます。職能に応じて求められる技術は異なりますが、それぞれの領域においてレベルの高い知識、技術が求められます。

ガイドは、参加されたお客様の満足度を高め、同時に安全を確保する役割を持ちます。特に安全管理にかかわる部分は重要であり、ガイドは、認定段階においてその技術と知識を問われます。絶対の確信をもってお客様に安全と満足を提供し、日本の自然についてふれあう業務を行っています。

広く国民に山と自然に親しんでいただくために、現在は、百万人を目標に、いずれ一千万人を対象に呼びかけていきます。



■「自然観察指導技術講習会」のひとつ

■ホームページアドレス <http://civic-force.org/>

申請サポートについて

内閣府では、各種申請サポートを無料で提供しています。これから内閣府に申請を予定されている法人におかれては、以下のサポートを活用して、早期の申請をお願いします。各サポートの予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

○申請準備が大詰めを迎えている法人はこちら

<民間の専門家を活用した相談会>

(要事前申込)

内閣府が委嘱する相談員(弁護士、公認会計士等)による相談会を全国で開催しています(1法人につき1時間程度)。次回は、8月30日(金)に東京で開催します(申込〆切8月20日(火))。

<窓口相談>(要事前申込)

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

※9月の窓口相談は、8月8日(木)まで募集中です。

○まだまだ聞きたい点が多くある法人はこちら

<基礎的研修会の開催>(要事前申込)

移行申請の検討に着手する法人を対象に、当事務局職員が移行申請のポイントを解説します(1回1時間半程度)。

次回は8月21日(水)に開催します。

(電話)03-5403-9558 又は9548

(FAX)03-5403-0231

(メール) akio.nishimori@cao.go.jp

<電話相談>

専門相談員による電話相談を実施しています。

(☎) 03-5403-9669

(時間) 平日10時~16時45分

○その他のサポート

<業態別説明会への講師派遣>(要事前申込)

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

(電話)03-5403-9558 又は9548 (FAX)03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。

※謝金は不要です。

公益法人の活動紹介ページの開設について

「公益法人information」において、公益法人の活動を紹介するページを開設しました。

現在は、過去に本誌において紹介した法人のみを掲載していますが、今後、掲載法人を募集し、数を増やしていく予定です。

さまざまな種類の公益法人の活動を、写真を載せるなどして、分かりやすく紹介していますので、是非ご覧ください!



■本誌で活動を紹介しますか■

本誌で活動を紹介する公益法人を募集しています。下記参照の上、積極的に御応募ください。

■応募手続

応募フォームは、公益法人informationサイトの内閣府からの重要なお知らせにあります。法人名、連絡先担当者名、活動概要を記載の上御応募ください。

(<https://form.cao.go.jp/koeki/opinion-0004.html>)

■本件問合せ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

(電話)03-5403-9524,9533

e-mail: koueki-info@cao.go.jp